

佐世保市保健・医療・福祉審議会条例（H8.7.3 条例第22号）

（設置）

第1条 佐世保市の保健・医療・福祉に関する事項について審議するため、佐世保市保健・医療・福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（委員）

第2条 審議会は、委員30人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長等）

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第6条 特別の事項を調査審議するため、会長は、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、会長が指名する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該専門部会の会務を掌理し、当該専門部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 専門部会の運営については、前条の規定を準用する。

（意見の聴取等）

第7条 審議会及び専門部会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、保健福祉部保健福祉政策課において処理する。

2 専門部会の庶務は、当該部会の関係課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年7月4日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後に新たに委嘱される委員の任期の終期は、当該附属機関においてすでに委嘱を受けている他の委員がいる場合に限り、当該委員の任期の終期とする。

附 則（平成21年3月24日条例第2号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。